

第2章 新市建設計画の策定方針

第1節 策定の趣旨

久留米広域新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条に定める合併市町村の建設に関する基本的な計画であり、合併市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に作成するものです。その作成にあたっては、合併市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものとしします。

第2節 新市建設計画の対象など

(1) 対象期間

新市建設計画が対象とする期間は、おおむね合併後10年間とします。なお、本計画の適切な実施を確保するために、本計画対象期間の中間年となる5年目に、これまでの計画の実施成果を評価し、必要に応じて見直すこととします。

(2) 対象地域

新市建設計画が対象とする地域は、久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三漕町の行政区域とします。

(3) 計画の構成

新市建設計画は、序論、本論、結論により構成します。

序論では、新市建設計画の基本的な枠組みとして、合併の意義及び新市建設計画の趣旨などについて明らかにします。

本論では、新市建設にあたっての基本方針として、目ざす新市の都市機能や都市整備のあり方等、その目ざす新市を実現するための施策や主要事業、新市実現にあたっての財政計画、公共施設整備の方針、新市における福岡県事業などについて明らかにします。

結論では、序論及び本論を受けて、久留米広域合併の実現に向けての期待と決意を明らかにします。

(4) 計画の性格

新市建設計画は、計画策定の趣旨に対応し、次に掲げる性格を有するものとしします。

第1に、ハード面だけではなくソフト面を含んだ総合計画とします。新市の建設にあたっては、道路をはじめとする都市施設などのハード面の整備とともに、それらのハード施設を活用した施策・事業の実施が重要です。特に、これからの社会状況を展望したときに、環境、福祉、教育、市民活動などの暮らしの分野において住民ニーズがますます高まると思われますが、これらのニーズを満たすためには、施設整備も重要ですが、むしろ施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などソフト面の整備がより重要になってきます。ハードはそれを利用する人があって始めて生きるものですから、ハード整備にあたっては利用者の視点、整備後の活用の視点を充分考慮することが重要です。そのため、新市建設計画は、ハード面とソフト面を含んだ総合計画とします。

第2に、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。新市建設にあたっては、その目的を達成するために多くの施設整備や行政サービスの提供が必要となりますが、一方、地方財政はますます厳しさを増しています。限られた財源を踏まえて、多種多様な施策の中から、有効性と効率性の視点の下に、的確な政策選択をすることが必要です。また、将来の行財政需要を見通し、受益と負担の原則を踏まえた政策決定が重要です。新市建設計画が、夢物語や画餅にならないようにするためにも、計画を実現するために最大限の努力をすることはもちろんですが、計画自体が合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすることが重要です。

第3に、新市の速やかな一体性を確立するための計画とします。新市の建設にあたっては、これまでの都市づくりの取り組みやその成果を大切にしながらも、将来的に一体となった新市を速やかに実現することこそが重要です。現在が過去にもとづくように、未来は現在にもとづきます。歴史は過去の記録であり、未来は歴史の創造です。新市の建設は、未来の地域づくりを定めるものですから、地域として一体となった新市を、新たな時代の幕開けとするための計画であることが重要です。

第4に、地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とします。市町村合併とは、地方自治法に定める行政界の廃置分合ですが、単に1市4町の行政界を無くすことや、行政組織を一つにすることを目的とするものではなく、21世紀にふさわしい都市の実現を図るものです。それは、それぞれの市・町が培ってきた人材、文化、産業などの地域資源を有効的に連携・活用し、相乗効果をあげることによって、新しい発想に基づく新しい発展を旨とするものです。そして、その効果を県南地域全体に波及しようとするものです。

第3節 新市建設計画策定方針

新市建設計画の策定にあたっては、次に掲げる方針を基本に策定することとします。

(1) 合併効果が十分に発揮できる計画とします

久留米広域合併の取り組みは、1市4町に暮らす住民が、都市づくりを取り巻く歴史的な環境変化に対応して、21世紀にふさわしい都市づくりを旨として、あらたな都市のカタチを求めて踏み出すものです。各市・町の住民が、合併の取り組みを進めるにあたっては、あらたな都市のカタチに対する大いなる期待がある一方、積み重ねてきた過去の都市のカタチと訣別する不安があります。これまでの馴染んできた日々の暮らしが、過去のものとならないためにも、合併の効果を十分に発揮することにより、これらの負の効果をなくし、正の効果を高めることが必要です。久留米広域合併にあたって、正の効果を高めるためには、1市4町の地域特性を大切にしながら、それらの多様な地域魅力を一体とすることによる相乗効果や集積効果を発揮する方策に積極的に取り組む必要があります。また、負の効果をなくすためには、これまで1市4町の住民が営々として築いてきた都市づくりの成果を尊重するとともに、更に、これらの住民の合併に対す

る不安や懸念を払拭する方策に積極的に取り組む必要があります。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、広域合併に対する住民の不安解消に努めるとともに、合併効果が十分に発揮できる計画とします。

(2) 総合性と戦略性を基調とした計画とします

新たな時代の都市づくりにあたっては、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした都市づくりから、限られた財源を効果的かつ効率的に活かした持続的な都市づくりへと転換する必要があります。また、社会状況の変化に対応して住民の価値観や生活活動が大きく変化する中で、住民ニーズの多様化・個別化が進むとともに、そのニーズ特性に応じた個別的対応を求められることが増加しつつあります。

久留米広域合併が目ざす21世紀の都市づくりにあたっては、これらの都市づくりにおける新たな要請に適切に対応するために、総合的な視点と共に、戦略的視点からの取り組みが必要です。総合性とは、広い範囲と長期的な視野の下に体系的に取り組むことであり、戦略性とは目標達成にあたって優先順位を判断し、効果的な手法を選択することです。その選択にあたっては、創意的な選択肢を対象に、将来において何が大切かを充分に見極めることが重要です。

また、総合性と戦略性の具体化にあたっては、久留米広域合併に取り組む1市4町の歴史と地域社会状況に根ざすことが必要です。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、地域状況に適した総合性と戦略性を基調とした計画とします。

第4節 総合計画との関係

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町は、地方自治法第2条第4項に規定する総合計画に基づき、各市・町の行政域を対象に都市づくりを進めていますが、1市4町が合併することにより、新たに一体化した都市づくりを進める必要があります。具体的には、総合計画に規定する各市・町の都市づくりを継承しながらも、それぞれの都市づくりの方向を見直し、新時代の新市にふさわしい都市像を定め、その実現に向かって政策を立案し、事業を展開する必要があります。

新市建設計画は、それらの新市づくりにあたっての基本的な方向を定めた計画です。新市建設計画は、新市の一体化と均衡ある発展を目的に、10年間にわたって取り組む施策を明らかにした実行計画であり、新市の行政域を対象とした、総合的かつ計画的な行政経営の基本となる総合計画の重要な一部となるものです。

第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係

久留米広域合併協議会の新市建設計画は、久留米広域合併協議会の前史ともいえる久留米広域合併任意協議会(構成自治体：久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町)において策定された「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」を基本的に継承することとします。

その上で、本協議会が地方自治法及び市町村合併の特例に関する法律に定める合併協議会であることの意義と、本計画が合併特例法に定める市町村建設計画であることの意義を十分に踏まえて、その構成や計画の性格・目的等に応じて作成することとします。